

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月5日

鳥取県米子警察署長 土井田 淳

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

米子警察署庁舎空調設備保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあっては消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入れ書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県米子警察署会計課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原1266番地4

鳥取県米子警察署会計課

電話 0859-33-0110

ファクシミリ 0859-33-0112

電子メール k_yonagokaikei3@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月5日（水）から同月17日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月3日(月)午前11時00分

イ 場所

米子市上福原1266番地4

鳥取県米子警察署 1階中会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、1の調達内容(1)業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に令和7年2月17日(月)午後5時までに持参又は郵便等により提出(ファクシミリ及び電子メールは不可とする)し、2の入札参加資格の確認を受けなければならぬ。ただし、郵便等による場合は、書留郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成25年12月16日付201300145029号鳥取県総務部長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格から最低制限価格までの価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。